

## 永平寺町公衆無線 LAN 利用規約

令和元年 10 月 24 日  
告示第 33 号

### (目的)

第 1 条 この規約は、町民及び施設利用者の利便性向上と災害時における防災拠点の通信環境の確保を図るために永平寺町（以下「町」という。）が開設した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (管理責任者)

第 2 条 町は施設の適正な管理と運用を行うため、無線 LAN の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、総合政策課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、無線 LAN の適切な運用と保守に努めるものとする。
- 4 管理責任者は、無線 LAN の設置目的をふまえ、災害発生時及び避難所開設時においては、総務課及び関係部門等と協調し、安定運用に努めるものとする。
- 5 管理責任者は、無線 LAN の特性を理解し、公序良俗に反する等の利用の防止及び情報セキュリティの確保に努めるものとする。

### (委嘱)

第 3 条 管理責任者は、無線 LAN を提供する場所の建物等の管理者に、次の管理を委嘱することができる。

- (1) 無線 LAN の障害時における管理責任者への報告
- (2) 無線 LAN の不適切な利用を行った者の管理責任者への報告

### (利用規約への同意)

第 4 条 無線 LAN を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、本利用規約に同意したものとする。

### (無線 LAN の内容)

第 5 条 利用者は、無線 LAN の利用可能エリアにおいて、利用者が用意した WiFi 接続機能を有する通信機器を用いて、インターネットに接続することができる。

### (利用場所及び利用時間)

第 6 条 無線 LAN の利用場所及び利用時間は別表に定める。ただし、災害発生

時やイベントなど町長が特に必要があると認めた場合は、これを変更することができる。

(利用料)

第7条 無線 LAN の利用料は無料とする。

(利用条件)

第8条 無線 LAN の利用にあたっては、本規約及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）並びにその他の関係法令等を遵守するものとする。

- 2 無線 LAN を利用するために接続する SSID は「Eiheiji-Town-Free」とする。
- 3 無線 LAN を利用するために接続するパスワードは「2019eiheiji」とする。
- 4 無線 LAN の利用に必要な機器及びこれに供給する電源は利用者が準備するものとする。
- 5 無線 LAN を利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 6 無線 LAN に接続する通信機器のセキュリティ対策及び有害サイトのフィルタリング等、通信機器の必要な管理は、利用者が行うものとする。
- 7 無線 LAN を利用する者は、他の施設利用者の迷惑とならないよう利用すること。
- 8 その他の利用方法については、施設管理者の指示に従うものとする。

(利用手続き)

第9条 利用者が無線 LAN を利用しようとするときは、無線 LAN に接続後、ウェブブラウザに表示される手順に従い、ログイン画面等に必要事項を入力し、利用するものとする。

(利用の承認)

第10条 前条の規定による利用申し込みがなされた場合は、利用を承認するものとする。

- 2 前号の規定により承認を受けた者は、インターネットに接続できるものとする。

(利用履歴情報の取得および利用目的)

第11条 町は、次に掲げる目的のため、無線 LAN の利用時間、利用アクセスポイント、端末の個体識別情報、IP アドレスおよび利用履歴情報等の情報を、

利用者が無線 LAN を利用したときにアクセスログとして取得するものとする。

- (1) 無線 LAN の利用者数及び利用状況を調査する場合
- (2) 無線 LAN の内容の充実、改善及び新たな利活用を検討するための分析等を行う場合
- (3) 無線 LAN の利用に際し、第 13 条に掲げる禁止事項を防止するための調査・分析を行う場合
- (4) その他町長が特に必要と認める場合

(個人情報保護)

第 12 条 町は、前条により取得した個人情報を、永平寺町個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うものとする。

(禁止事項)

第 13 条 利用者は、無線 LAN の利用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権その他権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 他者の財産及びプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、他者に不利益及び損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
  - (4) 誹謗中傷する行為
  - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
  - (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
  - (7) 性風俗、宗教及び政治に関する活動
  - (8) ユーザ ID 及びパスワードを不正に使用する行為
  - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
  - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメールを送信する行為
  - (11) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータを送受信する行為
  - (12) 無線 LAN の利用のみを目的とし滞在する行為
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為もしくは町が合理的な理由に基づき不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に掲げる行為を行った利用者が町、利用者本人及び第三者に損害を生じさせた場合、当該利用者は、無線 LAN の利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止及び取消)

第 15 条 町は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなくただちに当該利用者の無線 LAN 利用を停止または取消することができるものとする。

- (1) 前条第 1 項の禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として町が不適切と判断した場合

(運用の中止)

第 16 条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線 LAN の運用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN に係る機器および通信回線の保守または無線 LAN を利用できる施設の工事を定期的に又は緊急に行う場合
  - (2) 暴動、地震、噴火、洪水、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおり実施できなくなった場合
  - (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
  - (4) その他、町が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 無線 LAN の運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、町は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第 17 条 町は、無線 LAN に不具合、障害等の瑕疵がないこと及び無線 LAN が中断なく稼働することを保証しないものとする。

- 2 町は、利用者が無線 LAN を利用して得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 3 無線 LAN の提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えいその他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、町は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者が無線 LAN を利用して、インターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者及び第三者との間に生じた紛争等について、町は一切責任を負わないものとする。
- 6 町は、利用者の承諾なしに、無線 LAN の内容を変更することができる。
- 7 町は、無線 LAN の適切な利用を図るため、特定の Web サイトへの接続を制限すること（フィルタリング）等ができるものとする。

(その他)

第 18 条 町は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

2 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

本規約は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

番号	施設名	住 所	利用可能エリア	利用時間
1	永平寺町役場	永平寺町松岡春日 1 丁目 4 番地	1 階 フロア 2 階 フロア 中会議室 3 階 大会議室 小会議室 学校教育課 フロア	8 時 30 分～22 時
2	永平寺町役場永平 寺支所	永平寺町東古市第 10 号 5 番地	1 階 フロア 2 階 消防ホール	8 時 30 分～22 時
3	永平寺町役場上志 比支所	永平寺町栗住波第 1 号 1 番地	1 階 フロア	8 時 30 分～22 時
4	松岡公民館	永平寺町松岡神明 1 丁目 129 番地	2 階 正面玄関ロ ビー	8 時 30 分～22 時
5	松岡福祉総合セン ター	永平寺町松岡吉野 塚第 15 号 44 番地	1 階 フロア	8 時 30 分～18 時
6	上志比文化会館 サンサンホール	永平寺町石上第 29 号 67 番地 1	1 階 第 2 会議室 第 3 会議室	8 時 30 分～22 時
7	松岡上水道管理セ ンター	永平寺町松岡木ノ 下 2 丁目 201 番地	2 階 事務所フロ ア	8 時 30 分～17 時 15 分